

令和4年8月29日

各保護者様

三田市教育長
三田市立小野小学校長

新型コロナウイルス感染症に係る学校における対応について

保護者の皆様におかれましては、日々お子様の健康観察等、新型コロナウイルス感染拡大防止に対してきめ細やかなご協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、三田市における新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は減少傾向に転じつつあるものの、依然として高い水準が続いており、十分な警戒が必要です。

学校では、引き続き、安全・安心の中で教育活動ができるよう「学校に持ち込まない、校内に広げない」を基本としつつ、十分な感染防止対策を徹底したうえで、日々の教育活動を継続してまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

なお、これまでお知らせしていましたが新型コロナウイルスに感染した場合等の出席停止について従前と変更はありませんが、兵庫県が感染者急増への対策として開始しました「自主療養制度」を活用される場合の対応を下記のとおりとしますのでご留意いただきますようお願い致します。

記

次のような場合は、必ず学校に連絡し登校をさせないでください(欠席扱いになりません)。

なお、利用している放課後児童クラブや放課後等デイサービス、きょうだい等が通う就学前施設(幼稚園、保育園、認定こども園)など関連事業所等への連絡も併せてお願いします。

- (1) 児童生徒本人が、発熱等の風邪症状がある場合(ワクチン接種後を含む)
- (2) 児童生徒本人が、新型コロナウイルス感染の疑いがあり自宅待機を指示された場合
- (3) 児童生徒本人が、濃厚接触者になった場合
- (4) 児童生徒本人が、新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
- (5) 同居家族が、発熱等の症状がある場合(ワクチン接種後を含む)

※(4)において、医療機関を受診せず、承認を受けている検査キットによる自主検査で感染が判明した場合も含みます。

なお、この場合の出席停止期間は次のとおりとなりますので療養期間を厳守していただきますようお願いいたします。

・症状が現れた日を0日目とし、10日目までが療養期間となり11日目が登校可能予定日となります。

・無症状の場合は、検査を行った日を0日目とし、7日目までが療養期間となり、8日目が登校可能予定日となります。

※同居家族以外で、児童生徒が接触した人の感染が判明した場合や、同居家族が濃厚接触者になった場合などは学校にご相談ください。

※お子様が授業日にワクチン接種をする場合は欠席扱いにはなりません。事前に学校にご相談ください。

※放課後児童クラブにおいても、上記(1)～(5)の場合は登所できません。

(参考) 兵庫県/抗原検査キットの送付及び自主療養制度の開始について
(兵庫県ホームページ)

